署名運動

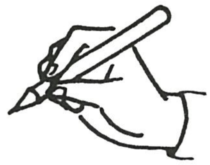

特定の候補者のために、投票依頼の署名を集めることはもちろん、○○さんに投票しないという趣旨の署名を集めることもできません。

戸別訪問して署名を集めるのはもちろん、署名簿を回覧する場合、街頭で行う場合……その他、方法のいかんを問わず選挙に関する署名は、禁止されています。

飲食物の提供

特定の候補者の選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義であっても、禁止されています。

たとえば、

①候補者が、運動員の慰労のために酒やビールを与えること。

②第三者が、陣中見舞として候補者に酒や料理を提供すること。

……などの飲食物提供は、いっさい禁止されています。

ですから、選挙事務所開きに、酒やビールなどを提供するのは、違反になります。

候補者以外の者が開く演説会

選挙運動のための演説会の開催は、選挙管理委員会が行う立会演説会及び候補者自身が行う個人演説会以外は、認められていません。

ですから、各団体が主催することはできません。もちろん、候補者はこのような演説会に参加することはできません。

連呼行為

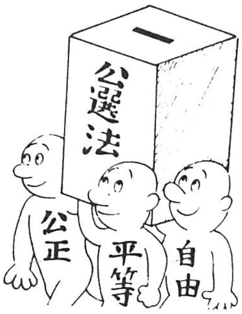

選挙運動のために「○○党の△△氏に投票をお願いします」など、一定の文句を連呼する行為は、原則として禁止されています。

ただし、演説会場や街頭演説の場所で行う場合や、午前七時から午後八時までの間に、選挙運動のために使用する自動車の上で連呼を行うことは認められています。

気勢を張る行為

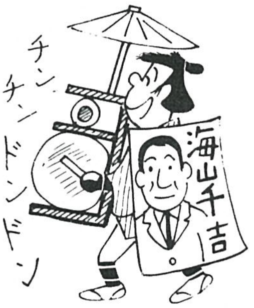

有権者の注目を集めるために自動車を何台もつらねたり、隊列を組んで往来したりなど、選挙運動のための気勢を張る行為は禁止されています。

人気投票の公表

当選人を予想する人気投票の途中経過や結果について、公表することは全国的に禁じられています。

新聞、雑誌はもとより、ポスター、ビラなど、公表の方法がなんであれいっさい禁止されています。

――この木を生かす代表を――

放送設備の利用

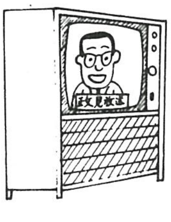

ラジオやテレビなど放送設備を使っての選挙運動は、公職選挙法で認められている政見放送、経歴放送以外は禁止されています。

棄権をせずに、わたしたちの声を国政に届けましょう。

あなたの意志を
清い一票に託しましょう